

6701.00 1. トリミングフェザー

本品は、バドミントンのシャトルコックに使うため、ガチョウの原毛を洗浄し、一定のサイズに切断して、トリミング加工を施したものである。

本品を使ってシャトルコックとして完成するには、打球体に植付け、かがり、ゼラスリ等 10 数工程を必要とするが、羽根自体にはほとんど手を加えない。

本品に施されているトリミング加工は、単に縁を整えるだけでなく、シャトルコック用の羽根としての大きさ及び形状に切りそろえたもので、この加工は、第 05.05 項に掲げる処理の域を脱しているものと認められること並びに本品は形状及び大きさを切りそろえたのみの羽根であることから第 95.06 項に掲げる運動用具の部分品とは認められない。

したがって調製した羽毛として本号に属する。